労働者、　梶ヶ谷精密機械工業者、
参加者　男二〇〇名
全部

争議経過

不況ノ理由ヲ以テ従業員ヲ解雇シ従来ノ
支給シ来リシ手当ヲ廃止セントシタルニ対シ十二月八日ヨリ運動ヲ
起シ職工側ハ之ヲ拒否シ同十日両者代表会見ノ席上ニテ発表シ
タルモノ

要求条件

退職手当ノ給与ノ要求ヲ提出シ解雇ノ中止ヲ求メ
要求ノ承認ヲ得ルニ至ラズ
職工一同ハ単独交渉ヲ為シ工場主ハ要求ノ承認ヲ拒ミ
其ノ他ノ方面ニ於テ調停ニ努メ二十三日解決セリ

⑩山下鉄工場、
所在地、市外三河島町三河島一九七九、
労働者、　四七名（内女二五名）
参加者　三五名（内女一九名）

争議経過

工場主ノ近ク機械ノ内ニ入リ問題ニ就テ労働者ヲ発シ機械部ニ於テ
婦人ノ紹介嘆願書ノ提出ヲナシ之ニ関シ十月廿六日解決セリ

嘆願書

一、請負制度ノ撤廃、臨時休業中賃金支給ノ件、
一、給料（十五日、月末）二回支給ノ件
一、解雇手当金ハ支給スル件
一、工場ノ設備ノ完全ニセラレタシ、休業時間（時支給）

財団法人協調会